

養育医療給付の御案内

1 養育医療給付について

養育医療給付は、お子様が未熟児でお生まれになり、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めた時の医療費を公費で助成するものです。

2 対象者

平塚市内に住所を有し、次のいずれかに該当する0歳のお子様

- ・出生時の体重が2,000グラム以下
- ・医師が入院養育を必要と認めた場合

3 給付期間

指定養育医療機関に入院中の治療に限られます。ただし、給付対象期間は最長で1歳の誕生日の前々日までです。 ※指定養育医療機関について、こども家庭課に確認してください。

4 助成内容

(1) 助成対象

- ・入院治療費（保険診療分）の自己負担額
- ・入院時食事療養費標準負担額

※養育医療が認められると、世帯の所得に応じて養育医療の保護者負担額が決まりますが、この保護者負担分は「小児医療費助成制度」の対象となるため、医療機関の窓口での負担は発生しません。

(2) 助成対象外となるもの

おむつ代や差額ベッド代、医療機関が独自に用意するケア用品等の保険適用外のもの

(3) その他注意事項

- ・神奈川県外の医療機関に入院される場合は、小児医療証をお使いいただくことができないため、養育医療給付で認定した自己負担金を一度お支払いいただき、後日平塚市へ小児医療費の払い戻しの申請をしてください。
- ・世帯の市民税所得割額の合計が1,423,501円以上の場合（総所得金額がおおよそ24,000,000円を超える場合）、養育医療給付の助成対象外となります。このとき、入院時食事療養費標準負担額は自己負担いただき、入院治療費（保険診療分）は小児医療費助成制度からの給付となります。